



災害時における避難行動要支援者の
移送支援に関する協定書

市 江 泊
(屋 号) ラ イ ズ サ ポ ー ト
代 表 下 崎 幸 司

災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書

泊江市（以下「甲」という。）と（屋号）ライズサポート 代表 下崎 幸司（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難行動要支援者の移送支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、泊江市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う避難行動要支援者への支援活動等に対する乙の支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 支援の内容は、災害時における避難行動要支援者の移送等とする。

2 本協定に基づく支援対象者である避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に支援が必要であると認めるときは、支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

2 甲が乙に支援を要請できる範囲は、泊江市内又は市内から市外の医療機関等までの間とする。

3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で支援を行うものとする。

（報告及び請求）

第4条 乙は、支援が終了したときは、速やかに終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、支援の内容等に応じ別紙に定める積算方法により費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求に基づき、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲の要請により、乙が行った支援に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が、当該支援に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該支援に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故について

は、これらの給付額等の限度において補償の義務を免れるものとする。

（災害時の情報共有）

第6条 甲及び乙は、支援の実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。この場合において、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、支援に関わり知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓練）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲及び乙のいずれから何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙は、甲より提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づいて取扱うこととする。

（協議）

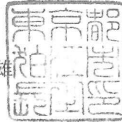
第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年8月5日

甲 泊江市和泉本町一丁目1番5号

泊江市長 松原 俊雄



乙 泊江市中和泉四丁目8番2号

(屋号) ライズサポート
代表 下崎 幸司



災害時における要支援者等の移送支援にかかる費用について

(1) 費用の積算方法

移送にかかる費用は、アの基本料にイの各種加算等を加えた額に、消費税10%を乗じて得た額とする。また、キャンセルした場合の補償費用はウのとおりとする。

ア 基本料

基本料は、A. 車両確保費(12時間30,000円(移送件数が5件以内))とB. 人件費(10,000円/人)を合わせた額とする。

イ 各種加算

①夜間加算・深夜加算・早朝加算

9時00分から18時59分までを除く時間帯に業務が行われた場合、以下の金額をそれぞれ加算する。

	時 間	加算額(1日あたり)
夜 間 加 算	19時00分から21時59分まで	6,000円
深 夜 加 算	22時00分から4時59分まで	6,000円
早 朝 加 算	5時00分から8時59分まで	6,000円

②件数に応じた移送作業加算

移送作業加算として、移送件数が6件～10件のときは15,000円、11件～15件のときは30,000円を加算する。

③待機時間が12時間を超える場合の待機加算

待機時間が12時間を超える場合には、待機加算(1時間ごとに6,000円)を加算する。

ウ キャンセル料(車両確保等補償費)

キャンセルした(天候改善により、待機の依頼もなかった場合)場合の車両確保等にかかる補償費用は1日あたり30,000円とする。

(2) その他

- ・車両は協定締結事業者の車両を用いるものとする。
- ・市は、待機の開始時間の36時間前までに協定締結事業者に業務を依頼するものとする。当該時間を経過後に当該依頼をする場合には、別途条件等の協議を行うものとする。
- ・市は可能な限りストレッチャー等の荷物を置くスペースを確保するものとする。それができない場合には、事務所までの移動時間を考慮して移送依頼を行うものとする。

- ・車両及び人員の待機場所は事業所の事務所を基本とするが、状況によっては協議の上、市役所等を待機場所とすることができる。この場合において、市の駐車場等が利用可能な場合に限り、必要に応じて当該駐車場等を待機場所として利用することができるものとする。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

粕江市長

支援要請書

災害時における支援について、次のとおり要請します。

日 時	
場 所	
支援の内容	
その他必要 な事項	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

粕江市長 宛て

事業者名

終了報告書

年 月 日付け第 号の支援要請に基づく、支援について終了しましたことを報告します。

日 時	
場 所	
支援の内容	
その他必要な事項	

